

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月7日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）
【会社名】	プライムワークス株式会社
【英訳名】	Primeworks Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期 第2四半期連結 累計期間	第8期 第2四半期連結 累計期間	第7期 第2四半期連結 会計期間	第8期 第2四半期連結 会計期間	第7期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	2,515,862	2,822,803	1,395,883	1,425,005	5,224,233
経常利益(千円)	232,525	260,731	129,835	128,715	523,812
四半期(当期)純利益(千円)	138,118	107,974	81,490	46,836	277,315
純資産額(千円)	-	-	2,748,198	3,008,897	2,910,446
総資産額(千円)	-	-	3,499,689	3,806,340	3,739,507
1株当たり純資産額(円)	-	-	35,881.87	38,244.21	37,588.66
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	2,797.27	1,408.58	1,080.39	608.77	3,728.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	2,532.79	1,129.56	1,012.21	420.76	3,530.52
自己資本比率(%)	-	-	77.7	77.4	76.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	277,155	158,336	-	-	828,076
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	359,947	227,585	-	-	645,548
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,918	24,943	-	-	13,447
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	868,336	1,022,097	1,116,290
従業員数(人)	-	-	196	220	211

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（人）	220	(33)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（人）	164	(27)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

事業の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業(千円)	958,199	97.3

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の受注状況は次のとおりであります。

事業の名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
情報サービス事業(千円)	1,666,389	141.5	891,166	272.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業(千円)	1,425,005	102.1

- (注) 1. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	313,747	22.5	287,448	20.2
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	134,567	9.6	200,057	14.0
株式会社セルシス	154,133	11.0	153,833	10.8

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）における日本経済は、東日本大震災の影響から生産活動を中心に停滞局面にあったものの、早期にサプライチェーンの復旧が進んだことなどから、持ち直しの気配が見えておりました。しかしながら、7月に入り、欧州の債務問題の表面化により、世界経済全体に先行きの不安感が広がり、米景気の減速懸念も加わって、円は1ドル80円を割る急速な円高となっており、日本経済の先行きは依然不透明な状況が続いております。

携帯電話業界においては、2011年4月～6月の国内出荷台数は、822万台となっております。このうちスマートフォンに関しては、順調な成長を維持しており、上記期間における全携帯電話出荷台数に占めるスマートフォン出荷台数の比率は45.5%まで上昇しております。また、OS別出荷台数では、AndroidOS端末が前年同期比で約6.5倍の274万台に達し、iOS端末も前年同期比で2倍以上の99万台の出荷実績となっております。（出典：IDC Japanプレスリリース「2011年第2四半期 国内携帯電話市場規模を発表」2011年9月27日）

このような状況から、キャリア、端末メーカー、大手コンテンツプロバイダーともにスマートフォンのさらなる利用者増大を見据え、プラットフォームの整備及びサービス開発を意欲的に進めております。

当社グループでは、これらの構造の変化に速やかに対応し、積極的に技術リソースやコンテンツノウハウをスマートフォンに注力し、Android関連需要の増大をとらえ、事業展開を推進いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高1,425,005千円（前年同期比2.1%増）、営業利益129,330千円（前年同期比0.8%減）、経常利益128,715千円（前年同期比0.9%減）と前期とほぼ同水準で推移いたしました。当期純利益については、子会社法人税の関係で46,836千円（前年同期比42.5%減）となりました。

事業別の動向は以下のとおりであります。

<ソリューション事業>

当第2四半期連結会計期間におけるソリューション事業の売上高は877,716千円と好調に推移いたしました。

キャリア向けソリューションにおいては、各キャリアともスマートフォンの利用者増大を見据え、Android上でユーザーに対してサービスを提供するプラットフォームの整備、立ち上げに取り組んでおります。当社グループでは、これらに対してアプリケーション開発、コンテンツ制作、サービス構築・運営など、各面からのソリューション提供に積極的に対応いたしました。

端末メーカーにおいても、Androidという同一OSの土壌の上で、自社端末を差別化するためのニーズが高まっており、これらに対するソリューション需要は活発な状況にあります。

また、これまで、どちらかと言えばマーケットの状況を見極めていたコンテンツプロバイダーにおいても、スマートフォンユーザーの拡大が徐々に現実味を帯びる中で、コンテンツサービスのスマートフォン対応やアプリ開発に踏み切る企業が増えており、スマートフォン需要が拡大しつつあります。

当社グループでは、これらに対応したソリューション提供を行うと共に、端末メーカーに対しては、当社グループが得意とするFlash@技術を活かしたソリューション提供を、積極的に推進いたしました。

法人向けソリューションにおいては、メディカル、ヘルスケア業界向けのサイト構築及びシステム開発、WEB制作・運営、WEBマーケティング等の案件が堅調に推移しました。また、法人分野においても、スマートフォン需要が顕在化しつつあり、これまでのインターネット・携帯サービスのソリューションに加えてスマートフォン対応案件が拡大しています。

<プロダクト&サービス事業>

当第2四半期連結会計期間におけるプロダクト&サービス事業の売上高は547,289千円となりました。

フィーチャーフォン向けサービスについては、サービスジャンル毎にスマートフォンシフトの影響は、異なった状況となっております。携帯コミック事業では、携帯電話保有者を対象とした事業であることから、スマートフォンシフトの影響は軽微となっており、堅調に推移しています。また、ヘルスケアサービス事業についても、昨年度第4四半期より3キャリアにサービス拡大をしたばかりということもあり、会員数は増加している状況にあります。一方、きせかえ事業については、端末購入時にコンテンツを購入するユーザーがフィーチャーフォンの出荷減により減少していることから、漸減傾向となっております。

スマートフォン向けサービスの状況は、2010年度の有料アプリケーション市場が67.8億円（MM総研調べ）と、フィーチャーフォンのコンテンツ市場6465億円（2010年度MCF調べ）の約1%程度であり、未だ胎動段階にありますが、当社では、今後のAndroid端末の普及を見据えて、積極的に対応を進めております。

電子ブック事業においては、ソフトバンクに続きKDDIの電子書籍ストアに対して、Androidビューワーの提供を開始いたしました。これに加えて、コンテンツプロバイダー向けには、Android電子書籍ストアソリューションである『Smart×Comic』を開発、営業展開を推進中です。更にコンテンツ面では、有名作家による書き下ろし電子総合文芸

誌『月刊aliez! (アレ!)』を創刊し、『TSUTAYA GALAPAGOS』及び『honto』向けに配信を開始しております。

きせかえ事業については、Android端末向けにキャラクターコンテンツサービスAndroid版『カスタモ』の提供を開始いたしました。本サービスは、フィーチャーフォンで培ってきたコンテンツ資産に加え、Flash®技術、Androidアプリ技術等を多用した、当社グループの持つ「技術力」と「コンテンツ力」を総合した本格的スマートフォン向けコンテンツサービスです。本サービスを軸に、シャープ株式会社、パナソニックモバイルコミュニケーション株式会社との間で、メーカーサイト連携、端末連携を実施しており、9月には、3キャリア決済対応、ポイント制の導入など、順次サービスの拡充を推進しております。

ヘルスケアサービス『Karada Manager』については、これまでKDDIのみを対象とした課金サービスをNTTドコモ向けにも拡張すると共に、NEC カシオモバイルコミュニケーションズ株式会社のAndroid端末『MEDIAS』向けに、『Karada Manager』と連携した健康支援サービス『MEDIAS WELLNESS』を構築、サービスバンドルを行う等、『Karada Manager』のAndroid向けサービス拡大を総合的に推進しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は28,885千円増加し、当第2四半期連結会計期間末の資金は1,022,097千円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は134,279千円（前年同期は158,295千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益128,715千円、減価償却費99,606千円、仕入債務の増加18,047千円などの増加要因が、売上債権の増加187,387千円などの減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は110,276千円（前年同期は199,152千円の支出）となりました。これは主に、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出124,329千円などの減少要因が、差入保証金の回収による収入10,047千円の増加要因を上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は4,882千円（前年同期は893千円の収入）となりました。これは主に、新株予約権の行使に伴う株式発行11,000千円の増加要因が、配当金の支払額5,510千円などの減少要因を上回ったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は10,595千円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当社グループは事業規模拡大のため、平成23年10月において東京都千代田区の本社の増床を予定しております。

この増床に伴う新設費用等として28,760千円を見込んでおり、これらは自己資金で充当する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000
計	240,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	77,028	77,028	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	77,028	77,028	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年6月20日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	85(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	510(注)1 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,334(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月13日から 平成27年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,334 資本組入額 4,167
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
 上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込価額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。

(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。

5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年 2 月 1 日付で 1 株を 2 株に、平成22年 4 月21日開催の取締役会決議により平成22年 6 月 1 日付で 1 株を 3 株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年5月30日開催の定時株主総会決議及び平成17年10月3日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,334(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年10月6日から 平成27年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,334 資本組入額 4,167
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整し、調整の結果0.01株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

上記のほか、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合、当社が他社と合併する場合、その他これらの場合に準じて新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整する場合にも、必要かつ合理的な範囲で新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を調整するものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、払込価額を下回る価額で新株の発行(新株予約権の権利行使の場合を含まない)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{処分自己株式数}} \times \text{又は処分価額} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分自己株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、株式交換を行い完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役・監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合、その他正当な理由のある場合として当社が認めた場合はこの限りではない。また、対象者の相続人による行使は認めない。

- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権 1 個の一部についてこれを行使することはできないものとする。
- 4 . 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年 2 月 1 日付で 1 株を 2 株に、平成22年 4 月21日開催の取締役会決議により平成22年 6 月 1 日付で 1 株を 3 株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年2月14日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	690(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、第7回新株予約権割当契約により定めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年2月14日開催の臨時株主総会決議及び平成19年8月9日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210(注)1 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、第9回新株予約権割当契約により定めるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編成対象会社による新株予約権の取得

下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年10月2日開催の臨時株主総会決議及び平成19年10月12日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	37(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	222(注)1 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日から 平成29年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、第10回新株予約権割当契約により定めるものとする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整した再編成後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編成対象会社による新株予約権の取得
下記、に記載の当社による新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 平成19年12月28日開催の取締役会決議により平成20年2月1日付で1株を2株に、平成22年4月21日開催の取締役会決議により平成22年6月1日付で1株を3株にそれぞれ分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成21年5月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月1日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	170(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
普通株式新株予約権の目的となる株式の数(株)	510(注)1 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,638(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年7月2日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,638 資本組入額 34,819
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{調整前行使価額}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5. 平成22年4月21日開催の取締役会決議により、平成22年6月1日付で1株を3株に分割しております。新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成21年5月27日開催の定時株主総会決議及び平成22年4月21日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	121,334(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年4月22日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,334 資本組入額 60,667
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
 - (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. 平成22年4月21日開催の取締役会決議により、平成22年6月1日付で1株を3株に分割しております。新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成22年5月26日開催の定時株主総会決議及び平成23年5月19日開催の取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	103,690(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年5月20日から 平成27年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 103,690 資本組入額 51,845
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するに は取締役会の承認を要す るものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は3株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

さらに、当社が合併または会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員もしくは社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日 (注)	654	77,028	5,500	942,835	5,500	932,835

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
池田昌史	東京都港区	18,778	24.37
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1山王 パークタワー	10,200	13.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,884	6.34
シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区長池町22-22	3,600	4.67
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3-2	2,100	2.72
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	2,050	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目-8-11	1,902	2.46
マケナフィールドズ株式会社	東京都港区六本木5丁目17-16	1,800	2.33
榎尾茂樹	東京都渋谷区	1,176	1.52
CF株式保有組合	東京都千代田区永田町2丁目13-10	1,080	1.40
計	-	47,570	61.75

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,028	77,028	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	77,028	-	-
総株主の議決権	-	77,028	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	143,500	115,800	110,500	101,400	105,800	92,800
最低(円)	79,600	98,100	94,100	84,000	88,500	71,200

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,022,097	1,116,290
受取手形及び売掛金	823,187	686,331
有価証券	50,000	50,000
仕掛品	56,483	50,857
その他	223,830	233,465
流動資産合計	2,175,599	2,136,944
固定資産		
有形固定資産	173,853	177,033
無形固定資産		
ソフトウェア	671,100	606,140
のれん	138,000	154,402
その他	273,660	272,213
無形固定資産合計	1,082,762	1,032,756
投資その他の資産	374,125	392,773
固定資産合計	1,630,741	1,602,563
資産合計	3,806,340	3,739,507
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	235,080	204,401
未払法人税等	133,725	238,120
賞与引当金	145,792	149,714
ポイント引当金	11,865	13,110
その他	217,344	194,465
流動負債合計	743,808	799,811
固定負債		
社債	29,250	29,250
資産除去債務	24,384	-
固定負債合計	53,634	29,250
負債合計	797,443	829,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	942,835	937,335
資本剰余金	932,835	927,335
利益剰余金	1,068,652	995,044
株主資本合計	2,944,324	2,859,715
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,550	11,080
評価・換算差額等合計	1,550	11,080
新株予約権	33,388	23,175
少数株主持分	29,633	16,475
純資産合計	3,008,897	2,910,446
負債純資産合計	3,806,340	3,739,507

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 8 月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 8 月31日)
売上高	2,515,862	2,822,803
売上原価	1,730,411	1,939,872
売上総利益	785,450	882,930
販売費及び一般管理費	1 552,385	1 621,377
営業利益	233,065	261,552
営業外収益		
受取利息	1,520	608
保険配当金	-	151
その他	520	292
営業外収益合計	2,040	1,052
営業外費用		
支払利息	660	294
株式交付費	1,110	413
売掛債権売却損	425	523
新株予約権発行費	373	419
その他	12	223
営業外費用合計	2,580	1,874
経常利益	232,525	260,731
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,021
特別損失合計	-	3,021
税金等調整前四半期純利益	232,525	257,709
法人税、住民税及び事業税	134,440	129,457
法人税等調整額	39,778	5,918
法人税等合計	94,662	135,376
少数株主損益調整前四半期純利益	-	122,333
少数株主利益又は少数株主損失 ()	255	14,358
四半期純利益	138,118	107,974

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	1,395,883	1,425,005
売上原価	984,501	966,730
売上総利益	411,381	458,274
販売費及び一般管理費	281,008	328,944
営業利益	130,373	129,330
営業外収益		
受取利息	778	357
その他	160	129
営業外収益合計	939	486
営業外費用		
支払利息	299	147
株式交付費	1,110	188
売掛債権売却損	67	124
新株予約権発行費	-	344
為替差損	-	295
営業外費用合計	1,476	1,101
経常利益	129,835	128,715
税金等調整前四半期純利益	129,835	128,715
法人税、住民税及び事業税	114,601	115,736
法人税等調整額	62,931	42,328
法人税等合計	51,670	73,407
少数株主損益調整前四半期純利益	-	55,307
少数株主利益又は少数株主損失()	3,324	8,471
四半期純利益	81,490	46,836

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	232,525	257,709
減価償却費	149,869	194,052
のれん償却額	16,044	16,402
賞与引当金の増減額(は減少)	31,413	3,921
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,414	1,244
受取利息及び受取配当金	1,521	608
支払利息	660	294
売上債権の増減額(は増加)	115,588	136,855
たな卸資産の増減額(は増加)	37,388	5,547
仕入債務の増減額(は減少)	19,232	30,678
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	3,021
その他	3,744	36,781
小計	378,183	390,764
利息及び配当金の受取額	321	104
利息の支払額	359	-
法人税等の支払額	100,989	232,457
営業活動によるキャッシュ・フロー	277,155	158,411
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	51,804	5,757
無形固定資産の取得による支出	305,704	223,253
無形固定資産の売却による収入	32,300	-
投資有価証券の取得による支出	-	3,000
差入保証金の差入による支出	29,163	15,000
差入保証金の回収による収入	-	10,047
その他	5,576	9,378
投資活動によるキャッシュ・フロー	359,947	227,585
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	25,020	-
株式の発行による収入	60,300	11,000
配当金の支払額	29,879	33,986
その他	1,483	2,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,918	25,018
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	78,873	94,192
現金及び現金同等物の期首残高	947,209	1,116,290
現金及び現金同等物の四半期末残高	868,336	1,022,097

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	該当事項はありません。
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準等の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ913千円減少し、税金等調整前四半期純利益は3,934千円減少しております。</p> <p>また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、24,178千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>棚卸資産の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価の切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前連結会計年度末決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、198,173千円であります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、166,571千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 31,824千円 のれん償却 16,044千円	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 31,147千円 のれん償却 16,402千円

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 16,380千円 のれん償却 8,022千円	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 18,540千円 のれん償却 8,201千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在) (千円)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 868,336	現金及び預金勘定 1,022,097
現金及び現金同等物 868,336	現金及び現金同等物 1,022,097

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 77,028株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の第2四半期連結会計期間末残高 提出会社 33,388千円

(注)権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高は15,744千円であります。

4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月8日 取締役会	普通株式	34,368	450	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

当社グループは、携帯電話、PC、インターネットを活用したサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年8月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 5,034千円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
38,244.21円	37,588.66円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,797.27円	1株当たり四半期純利益金額	1,408.58円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,532.79円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,129.56円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	138,118	107,974
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	138,118	107,974
期中平均株式数(株)	49,376	76,655
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,156	1,803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第12回新株予約権 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第13回新株予約権 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,080.39円	1株当たり四半期純利益金額	608.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,012.21円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	420.76円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	81,490	46,836
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	81,490	46,836
期中平均株式数(株)	75,427	76,936
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	5,080	1,536
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第12回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第13回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

(リース取引関係)
 記載すべき重要な事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月7日

プライムワークス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプライムワークス株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プライムワークス株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月7日

プライムワークス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良 知久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプライムワークス株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プライムワークス株式会社及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。